

令和元年第5回久万高原町議会定例会

令和元年 9月20日

○議事日程

令和元年9月20日 午後1時42分開議

- 日程第1 議案第73号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金
条例の制定について
- 日程第2 議案第74号 久万高原町景観条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第8 議案第80号 久万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第9 議案第81号 久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第10 議案第86号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第87号 令和元年度久万高原町国民健康保険事業会計補正予算
（第1号）
- 日程第12 議案第88号 令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第13 議案第89号 令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第14 議案第90号 令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第15 議案第91号 令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第98号 久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第99号 久万高原町監査委員の選任について
- 追加日程第3 発議第2号 行政機関敷地内の終日完全禁煙化に関する意見書について
- 追加日程第4 発議第3号 予算に関する特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第5 農業の未来を拓く特別委員会視察研修報告
- 追加日程第6 総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第7 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(12名)

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志
9番	大原貴明	10番	中野克仁
11番		12番	中川武志
13番	日野明勅		

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長 河野忠康 副町長 高山稔明

教 育 長	小 野 敏 信	総 務 課 長	佐 藤 理 昭
総務課総合戦略監兼	田 村 裕 子	保 健 福 祉 課 長	西 森 建 次
情報政策推進室長			
建 設 課 長	猪 上 浩 明	環 境 整 備 課 長	釣 井 好 春
林 業 戦 略 課 長	菅 隆 則	住 民 課 長	林 克 也
ふるさと創生課長	木 下 勝 也	農 業 戦 略 課 長	篠 崎 慶 太
会 計 管 理 者	中 川 茂 俊	病 院 事 業 等 統 括 事 務 長	渡 部 定 明
教育委員会事務局長	辻 本 元 一	消 防 本 部 消 防 長	高 野 貢
代 表 監 査 委 員	菅 洋 志		

○議会事務局

事 務 局 長 山 下 元 司

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時42分)

議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 お諮りします。

日程第1、議案第73号から日程第9、議案第81号までの条例の制定についてに関する9件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号から議案第81号までの条例の制定についてに関する9件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第73号、第74号、第75号、第81号について、9月13日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第73号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金条例の制定について」

道の駅「天空の郷さんさん」の健全で安定的な運営及び維持管理に資することを目的としており、主な使途といたしましては、指定管理協定に基づきました施設と備品等の改修、修繕、更新等に係る町の負担を想定したものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号「久万高原町景観条例の制定について」。この条例は、良好な景観の形成について、町、町民及び事業所の責任を明らかにするとともに、法に基づく景観計画の策定行為の規制等について、必要な事項を定めることにより、町、町民及び事業所が相互に協力し、ともに輝く元気なまちづくりを進めていくことを目的とするものであり、町単独予算で策定することとしております。

この条例には、罰則の規定はありませんが、上位法の景観法においては、罰則の規定が設けられております。

審議では、久万高原町みどりのふるさと環境条例との重複の有無について、及び関連質疑としまして、現在、別途策定中の環境条例案においては、これまで数回にわたって委員会で議論されているものの、そもそも環境条例は今回の景観条例をも包括した町全体の環境を考え、そういったものでありながら、いまだ条例設置に至っていないのは、対応が遅過ぎることから、早く環境条例を制定すべきではないか等との質疑が出され、町としても環境条例策定を急いで仕上げるとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料及び手数料について、新たな消費税率に合わせた料金体系への改定を行うこととし、久万高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、久万高原町環境衛生センター条例、久万高原町浄化槽条例、久万高原四国カルスト牧場条例、町道占用料徴収条例、給水条例の条例の一部を改正するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

技術手法施工規則の一部を改正する省令の施行により、技術士試験の第2次試験科目が見直され、上下水道部門の選択科目である水道環境が廃止され、上水道及び工業用水道に統合されたことに伴い、久万高原町水道法施行条例の一

部を改正するものであります。

審議の中で、法改正に直接関係はないが、大規模な解体工事等にかかわる工事の積算、内容、及び発注方法のチェックや、財政運営を考慮した上での予算措置が必要であるとともに、大手外部業者が受注した場合の地元業者下請状況等の質疑があり、今後においても、町有財産の管理を含め、精査しながら、計画的に進めていき、可能な範囲で地元業者対応についても、検討していく旨の町の答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

続いて、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号の条例の制定につきましては、9月12日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第75号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

改正内容は、消費税法の一部を改正する法律が公布され、消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料及び手数料について、新

たな消費税率に合わせた料金体系への改定を行うこととし、本委員会に関係するものは、久万高原町老人保健施設あけぼの使用料、及び手数料条例、及び久万高原町立病院、及び診療所使用料及び手数料条例の一部を改正するものである。

審議では、電子決済は検討されているのか、それによるポイント還元とか、この流れの中でも、町のマイナンバーの普及にあわせて方針を示すべきではないかと質疑があり、想定どおりのマイナンバーカードが普及しておらず、整備については、研究途中だが、住民の利便性を考慮しながら、今後進めたいと答弁がありました。

また、自治体病院の役割は大きくなってきたが、町立病院の建て替えとかの検討の話があるかとの質疑で、建築から40年たっており、今後、維持管理等の問題を含めて、慎重に検討していく旨、答弁があった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

改正内容は、氏の変更があったものについては、住民票に旧氏の記載を求めることが可能になったことから、住民票に記載された旧氏を、印鑑登録や印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載することができるようにするものと、性的少数者などへの人権に配慮し、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に男女の別を記載しないこととする条例の改正である。

審議では、印鑑証明や住民票をコンビニで送付するシステムに関連し、総合計画についても町全体をICT化する必要があるのではという質疑があり、いろんな分野でICTを利活用した町の整備を考える上で、予算面の検討から、住民の方の費用負担等も検討して、提示できるようにしていきたいと答弁があった。

また、条例改正に伴う予算は、との質疑に、電算システムの改修として約35万円を計上している旨、答弁した。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第77号「久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の災害給付金の支給等に関する条例の一部を改正するもので、内容は、災害援護資金の貸付利率を無利子とする。貸付条件に保証人を規定するなどである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第78号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

改正内容は、家庭的保育事業等による卒園後の受け皿の提供を行う。連携施設の確保が著しく困難であると町村長が認めたときは、確保を不要とする。利用定数が20人以上である企業主導型保育事業にかかわる施設においては、卒園後の受け皿の確保が必要である満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内の保育事業所については、町長が適当と認めるものについて、卒園後の受け皿の提供を行う。連携施設の確保を不要とするなどの改正である。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第79号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」。

幼児教育、保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更及び、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受けて、認可基準と確認基準を整合させるための改正である。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第80号「万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」。

改正内容は、条例の題名の「事故」を「健康被害」に改正することと、委員の規定中、委員の属する組織名称を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第73号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」
基金条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん
さん」基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 続いて、議案第74号「久万高原町景観条例の制定について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「久万高原町景観条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 続いて、議案第75号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第76号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第76号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第77号「久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第78号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第79号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第80号「久万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改

正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「久万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第81号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第81号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第10、議案第86号から日程第15、議案第91号までの令和元年度補正予算に関する6件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第86号から議案第91号までの、令和元年度補正予算に関する6件は、一括議題とすることに決定しました。
本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第86号、第87号、第88号、第89号、第91号について、9月12日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第86号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」

予算の補正額は、歳入歳出ともに2億6,391万2,000円が追加され、総額は96億9,088万6,000円、前年度同期予算と比べ2.1%の増となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金では、地域IoT実装推進事業費補助金1,263万9,000円を計上、社会資本整備総合交付金事業費補助金908万6,000円の増額。県支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金688万円を計上。がけ崩れ防災対策事業費補助金1,320万円を計上。

財産収入では、株式会社さんさん久万高原の株主配当金を1,762万2,000円を計上、前年度繰越金を1億8,872万8,000円の増額、地方交付税が1,209万5,000円の増額である。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費で、地域IoT実装推進事業整備業務委託費3,077万9,000円。柳谷こかげの高濃度PCB廃棄物処理業務委託費346万4,000円を計上。

民生費は、老人ホーム老人保護措置費207万6,000円の増額。障害者施設の改修費と、備品購入費への補助金400万円を計上。保健施設事業会計繰出金1,375万1,000円の増額。

教育費では、小・中学校のパソコンのOS及び機器更新に伴う設計業務委託料300万円、小・中学校のパソコン整備のリース料422万5,000円の増額。久万中学校の体育館音響設備の更新及び備品購入費256万円。公民館前組分館の屋根改修工事に275万円を計上する増額である。

審議の主な内容は、自主財源が年々減少しているが、今後のまちづくりをする上で、どのように打開していくのか、理事者は儲かる農業、儲かる林業を公約としているが、税収が減収している原因は何なのか、具体性のない答弁が多いが、もっと町の経営状態を数字で示し、方向性を決めていく必要があるのではとの質疑があり、基幹産業の農林業は厳しい状況にあるが、それぞれの方策

もとってきており、一定の方向で前に進んできている。

また、今後、経済的な指標についての表し方、町民の目線に立った分かりやすい説明の表し方等、研究をしていくと答弁があった。

総務課関係では、地域運営協議会を全町に広めていくと思われるが、面河地域運営協議会が取り組んでいる過疎地有償運送の事業については、ほかの地域にはそれぞれの事情が違うので、慎重な議論が必要ではとの質疑に、公共交通のあり方については、基本的に現状を保持し、今、取り組んでいるのは、過疎地有償運送空白地をどうするかということで、各地域での会議の中で、課題をしっかりと議論していくとの答弁があった。

また、免許証を返納した高齢者は大変であるし、事故防止装置設置の補助とか、検討の課題についても、もっとスピード感をもってやれないかとの質疑に対し、行政側がやれることと、地域との協働しながらやれることなどを、今、集落支援員が動き、検証もしているので、地域運営協議会の設立は、町と地域との協働のつながりとして、慎重に進めていくとの答弁があった。

集落支援員の位置づけの状況についての質疑について、支援員の勤務体制はさまざまだが、非常勤職員として地域に出向き、地域の課題等を集約し、運営協議会の立ち上げに取り組んでいるので、各地域の完全配置に努力しているとの答弁があった。

光通信設備について、いつまでにできるのか。工期が明確でないものは明確にし、住民に納得するよう説明すべきではという質疑があり、現在、NTTとも詰めており、工期、内容等決まり次第、報告、説明するとの答弁があった。

ドローン購入の目的、用途についての質疑に対しては、各分野での使用が可能であるが、今回は災害や、観光面での動画での活用が主になっており、農林業分野での大型機器については、今後検討するとの答弁があった。

消防団の再編計画に合わせた制服等の検討についての質疑があり、今後、検討委員会の中で、先を見据えた、計画的な装備等を精査していきたいと答弁があった。

教育委員会関係では、学校のパソコンのOS及び機器更新に伴う設計業務委託料についての仕様書作成について、職員が行っていたものを、今回初めて委託するための予算計上されているが、パソコン購入における入札で、業者は限

られることになりはしないかの質疑があり、今回、計上した委託費については、仕様書の作成及び管理費等含まれており、整備のための入札の際は、仕様書作成業者を指名しないやり方、また、このような専門的分野の入札執行に当たっては、透明性、公平性、そしてそれが適正であるかなどを含め、慎重に精査し、報告するとの答弁があった。

また、小・中学校で整備されたパソコンにおいて、光通信が整備された後の体制についての質疑があり、ICTに対応した計画はまだ十分ではないが、遠隔事業などの構築した将来構想をしていく指針の答弁があった。

上浮穴高校の寮についても、希望者等の状況はどの質疑に、県外からも入学説明会に参加していただくなど、予想以上の反響があり、逆に地元希望者の心配をしているとの答弁があった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第87号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ138万7,000円が増額され、総額は13億4,058万3,000円となっている。

歳入は、前年度繰越金138万7,000円の増額である。

歳出は、保険給付費等交付金の精算返還金138万7,000円を計上する。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第88号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ1,750万3,000円が増額され、総額は18億783万2,000円となっている。

歳入は、過年度分介護給付費支払基金交付金127万2,000円の増額。前年度繰越金2,866万6,000円等の増額。

歳出は、介護保険事業運営基金積立金164万、介護給付費国庫負担金等の返還金、1,568万9,000円等の増額である。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第89号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ 88 万円が増額され、総額は 3,336 万 5,000 円となる。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第 91 号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第 2 号）」

収益的収入で、入院収益を 2,505 万 6,000 円減額し、他会計負担金を 2,505 万 6,000 円増額するものである。

資本的収入では、他会計からの長期借入金 30 万円の減額、損益勘定留保資金補填額を 30 万円増額するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員

委員会、御苦労さまでございます。

それなりに、委員長報告を聞いておりますと、報告の中で、答弁がはっきりしているものとはっきりしてないものがあります。

これは、委員会の委員長の会議の持ち方にも、一つの問題があるのではないかと、私は思います。

今後においては、それぞれの委員の意見を集約して、結論をしっかりと求めるというふうな方向の委員会の運営をしていただきたいと思いますのですが、どうですか。

議 長

（熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名）

熊代委員長

瀧野議員の御質問にお答えします。

不慣れなものではありまして、委員会の進行等がスムーズに行われなかった

点があったと思いますので、そのあたりは今後、委員の皆さんとも話し合いを
させていただきながら、また勉強させていただいて、委員会の運営に努めてま
いりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 論点がずれております。委員の意見を集約して、いただいた答弁の結論をし
っかりと捉えて、報告をしていただきたいと思うわけです。その点について、
お答えをいただきたい。

議 長 (熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 答弁につきましても、言われるとおりの、明確でない部分等ありますので、そ
のあたりもしっかりと精査していきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
熊代委員長、お引き取りください。
続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第 8 6 号、議案第 9 0 号について、
9 月 1 3 日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたし
ます。

議案第 8 6 号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第 3 号）」

歳入補正につきましては、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略をいたします。

本委員会関係の歳出の主なものでございますが、農林水産業費では、県補助事業を活用して、認定農業者経営発展支援事業補助金 2 2 6 万 6, 0 0 0 円。農地費で、水路改修工事 4 6 0 万円。農業用施設維持管理業務委託料 9 5 0 万円。株主配当金を活用して、交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金積立金 1, 7 6 2 万 2, 0 0 0 円。

林業振興費では、有害鳥獣捕獲事業補助金 3 7 5 万円、林業経営支援補助金 5 0 0 万円。

商工費は、面河溪総合案内体験施設設計委託料 4 8 4 万円。

土木費では、各道路維持費等に 1, 7 5 2 万円。国庫補助事業を活用した橋梁点検業務委託料 1, 5 0 0 万円。

災害復旧費として、農林、公共土木費合わせて 4, 0 6 0 万円などの増額でございます。

審議の主な内容といたしまして、農業におきましては、農業戦略課関係で実証実験を行っている新規作物もございますが、遊休農地、耕作放棄地を解消していくためにも、消費者の関心の高い機能性に着目した作物の導入に関する検討の有無や、高齢化している農家の所得向上について、農業戦略課としての戦略が全く感じられないなどの質疑のほか、担当課には儲かる農業推進の意識が見られず、総合計画に基づいて、町民に対して数字に反映できる戦略性のある説明を行うなどして、魅力ある農業施策に向けて努力すべきではないかとの、厳しい指摘がありました。

町は高齢者が耕作放棄地において、対応可能な新規作物などの課題に取り組むことや、I o Tを活用した農業の検討など、農業振興において、新たな発想を持った取組内容を協議して、議会に報告するとの答弁がございました。

林業戦略関係では、町の森林管理業務の対応状況や、皆伐後の育林助成を含めた体系的な整備の必要性や、林業成長産業化構想における商社化に向けた取組状況について質疑があり、今年度から新しい森林管理施設で職員を配置し、事業を進めていくとし、商社化については、いまだ具体的なめどは立っていない。

また、皆伐後の保育、造林作業における人員不足等の問題については、森林環境譲与税を有効活用して、対応可能な方策を検討していくとの答弁がありました。

答弁を受けて、委員から農業、林業どちらにも言えることとして、全体の経営手法が見えるような説明を、町民にしないといけない。

森林環境譲与税の有効活用にも、そのことが求められるのではとの質疑があり、林業成長産業化地域構想の中でも、指標を定めているので、それらに基づいた指標等も含めて、議会に報告していきたいとの、町の答弁がありました。

建設課関係では、高齢化が進む地域では、工事負担金の対応ができないことによる水路の整備や、改修が遅れている箇所がふえており、このままでは農業の生産基盤が弱体化していくことになる。若い世代に農業をつないでいくためにも、負担金が軽減できる農業水路対策や、町道沿線の立木が密集していることで、冬場の緊急車両、介護訪問の方の車両運行に影響が出ないように、早急に解消策を講じるべきとの質疑があり、町は、農業の生産基盤が弱体化にならないよう、対応を検討していくことや、冬場を含めた町道維持管理については、危険個所のパトロールを含め、必要なところから優先的に対応していきたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第90号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ415万円が増額され、総額は1億8,198万5,000円となっております。

歳入は、前年度繰越金415万円の増でございます。

歳出は、父野川露峰クリーンセンター等の修繕費の増額でございます。

審議において、し尿処理事業における今後の処理委託の検討については、地元の関係事業者の事業継続、及び育成を含め、慎重に対応すべきではないかとの質疑に、町は今後発生する業務は、環境センターから松山市へ運ぶ新たな運搬業務となるが、地元業者育成の観点からも、地元業者で対応ができるかどうか、関係業者とも協議しながら対応していきたいとの答弁がありました。

また、最近、私有地や家の軒先に猫の遺棄が増えている現状は、動物愛護管理法上からも、犯罪に該当するが、その対策はとの質疑に、町は、これは犯罪であり、倫理観の問題でもあり、動物虐待などさまざまなことが考えられることから、住民への周知も行うなどして、町としてできることに対応していくとの答弁がありました。

また、合併浄化槽を推進する上で、保健所の許可、建築許可など、法に基づく制度と思うが、単独から合併浄化槽に切りかえる場合は、事前に希望者に周知すべきではとの質疑があり、今後、法改正等を含め、指導をしていくとの答弁がございました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

その他について、討論がございました。

世の中が多様化の時代を迎える中、これからの時代に合った役場の運営、及び議会の運営でなければいけない。それぞれの課長が時代に合った経営感覚を持って、町民の福祉の向上に向けて、予算執行等を行っていただきたいとの賛成討論がありました。

以上で、報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

今回も2つの常任委員会、すばらしい議論があったというふうに思います。

すばらしい議論があったにもかかわらず、それぞれの議会が終わってから後で精査をされてない。それぞれの委員長は、それぞれの委員が言ったすばらしい意見について、今後においても追跡調査をし、町長は常に費用対効果のことを言いますが、ざっと考えて、ついた予算までに、久万高原町、全てで160億ぐらいの金を使いよるわけです。他町から見たら、すごいですねと言われる。

経常的経費が主であろうというふうには思いますが、議会として、それぞれの議会で起きたいろんな意見を、委員長が精査していくべき責任があると思うんですが、委員長としてどう思いますか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

まさに、それぞれ、私ども産業建設常任委員会におきましても、また前日の総務文教厚生常任委員会におきましても、活発な議論が出たことも事実でございます。

その中で、委員長の立場として感じていることは、十分に、限られた時間の中で、各委員さんの意見の深層的なもの、そういったものを引き出せなかった部分も多々あったと思いますし、また、その場限りの質疑応答に終わってしまっただけではないかと思っておりますし、今後におきましても、今回、報告を申し上げた部分以外にも、たくさん、非常に大切な部分の、委員さんの御意見も多々あります。十分御紹介し切れなかったことは、大変申しわけなかったと思いますが、それら会議録、今後公開していく形になろうかと思っておりますけれども、そういった中で、そしてまた私たち担当常任委員会におきましても、しっかりと追跡調査を含めながら、そして必要な時期に関係委員会を開き、そして委員の皆さんとともに協議をし、そしてまた行政当局のほうに、適宜、質問なり提案なりをしていきたいと、かように思っております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

岡部委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第86号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第87号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第87号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第88号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 88 号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第 89 号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第 1 号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 89 号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 90 号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 90 号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第91号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。 （午後2時37分）

（休 憩）

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （午後2時52分）

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定をしました。

議長 追加日程第1、議案第98号「久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第98号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号「久万高原町立老人保健施設あけぼの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第2、議案第99号「久万高原町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第99号「久万高原町監査委員の選任について」

久万高原町監査委員に、下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月20日提出。久万高原町長。

提案理由は、本町監査委員の玉井春鬼委員の、令和元年9月12日付での辞任に伴い、新たに監査委員の選任を行うものです。

人事案件でございますから、空欄で上程をしてございます。記入をお願いいたします。

選任する方は、

住所 久万高原町中津2082番地。

氏名 中野克仁氏。

生年月日 昭和36年12月15日生まれでございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

議長 中野克仁議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(中野克仁議員 退場)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第99号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第99号「久万高原町監査委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

中野克仁議員、お入りください。

(中野克仁議員 入場)

議長 追加日程第3、発議第2号「行政機関敷地内の終日完全禁煙化に関する意見書について」を議題とします。

趣旨の説明を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第2号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「行政機関敷地内の終日完全禁煙化に関する意見書

について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第4、発議第3号「予算に関する特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会条例第6条の規定により、11人の委員で構成する予算に関する特別委員会を設置し、閉会中に審議することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、11人の委員で構成する予算に関する特別委員会を設置し、閉会中に審議することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算に関する特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、予算に関する特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは、予算に関する特別委員の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

山下局長 朗読いたします。

高橋末廣議員、岡部史夫議員、天野辰晴議員、田村昭子議員、川崎勝弘議員、熊代祐己議員、玉井春鬼議員、瀧野志議員、大原貴明議員、中野克仁議員、中川武志議員、以上11名です。

議長 お諮りします。
朗読のとおり、委員の選任の指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、委員の選任は、ただいま指名したとおり決定しました。
休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議会が臨時に委員長職務を行ってください。

ここで暫時休憩いたします。(午後 3 時 0 4 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後 3 時 0 6 分)

休憩中に開催をされました予算に関する特別委員会において、委員長に、田村昭子議員、副委員長に、川崎勝弘議員が互選されましたので、報告いたします。

なお、決算特別委員会の委員におきましては、中野克仁議員と川崎勝弘委員を指名交代いたしたいのですが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 では、よろしくお願いを申し上げます。
なお、本委員会は閉会中に調査するとともに、調査終了までお願いをいたします。

議長 暫時休憩します。(午後 3 時 0 7 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時31分)

議長 追加日程第5、「農業の未来を拓く特別委員会視察研修報告」を行います。
田村委員長の報告を求めます。

(田村昭子農業の未来を拓く特別委員会委員長を指名)

田村委員長 農業の未来を拓く特別委員会視察研修報告を行います。

農業の未来を拓く特別委員会では、8月28日から29日の2日間、農業の団地化、農業の鳥獣害対策について、広島、岡山で研修をしてきましたので、報告いたします。

広島県神石高原町では、トマト新規就農者研修事業について、産業課の係長から説明を受けました。

神石高原町は、標高400メートルから600メートル、昼夜の気温差が大きく、冷涼な気候を生かした夏秋トマトの生産が盛んな町です。

平成8年から9年にかけて、中山間地域の農業振興の一環として、トマト団地の造成、選果場の整備を行い、陽光の里4.2ヘクタールが完成し、就農者が入植しました。

平成28年の実績としては、生産量1,098トン、面積9.4ヘクタールまで規模を拡大し、大阪、広島、福山へ「マル豊トマト」ブランドとして、市場出荷をするまでになっておりました。しかし、既存農家の高齢化、離農により農家の減少が危惧され、新しい担い手の育成、トマト技術の継承、移住定住の課題に対応するため、県、JAと連携して、新規就農者の研修制度を立ち上げ、経済的にも技術的にも大きな支援をしています。

研修は、1年目は基礎及び実践研修、2年目は、模擬経営として10アールの栽培、収益は本人のものとしておりました。3年目は、独立就農で営農を開始する内容で、毎年2名の研修生を募集しています。しかし、就農する農地の

確保が困難なため、約2.4ヘクタールのまとまった水田を購入し、国庫事業でトマトミニ団地の整備に着手し、60アール4区画を整備し、令和3年春からの就農に対し、完成後、分譲する予定になっています。

近年、ハウス資材が高騰しており、研修生の負担も大きくしています。

次に、岡山県の高梁市は平地が少なく、丘陵な急傾部、及び起伏が激しい高原部が大部分を占め、山林原野が約78%という中山間地域です。昭和35年には6万8,494人が、平成7年には4万3,115人と、3分の2にまで人口が減少しました。

4年生大学の誘致により、減少割合が減ったものの、平成17年以降、再び減少率が大きくなり始め、特に若年層を中心とした人口流出が高齢化に拍車をかけているのが現状でした。

特に、旧備中町は高齢化率が46.5%、70歳以上が37.4%と、岡山でも有数の高齢化地域でした。こうした中で、過疎化対策の一環として、産業振興が検討され、町の基幹産業であるトマト、ピオーネ栽培を奨励することを決定しました。

県下有数の産地である夏秋トマト及びピオーネのさらなる生産安定化により、地域の農業所得の増大を図ることを目的に、平成11年度、農水省の補助事業、新山村振興対策等農林業特別対策事業を用いて、山林原野を新たに開拓し、町有地として買い取り、農地の整備と宅地の整備もあわせて行い、山光園は誕生しました。

入植条件が1,000万円の収入を見込み、トマトなら35アール、ピオーネなら60アールの耕作、10年契約、県の体験研修、2年間の実務研修を終了しているなど、ハードルの高いものの、平成15年には5組、16年には4組と入植されましたが、その後は2年に1組で、現在は10組の入植家族で2組は空きがあるようです。

山光園ができたことで、小学校が存続できましたが、入植者の子供が卒業したことで、今は廃校になっていました。

移住者は、それぞれの仕事に対する意欲はありますが、祭りなどには参加するけれども、地域になじみ、地域づくりに参加することは少ないと聞きました。

また、10年の契約が過ぎると、1家族は定住しましたが、2家族が退去し

ました。

高梁市では、この団地を維持するために現地見学会や農業体験を初め、1カ月の農業体験研修、2年の実務研修制度など、新規就農者の育成確保に関する事業を計画しているようです。

そして、忙しい時期の人手不足には、泊まり込みで作業を手伝う人材を確保して、対応しているようです。継続的な移住、定住の事業は、常に現状を把握し、それに対応していくことの重要性を感じました。

次に、岡山県真庭市では、国の補助を受けてSDGs持続可能な農業、未来都市、真庭スマート農業オープンラボを実証しております。

その中の一つ、農業組合法人「寄江原」の現地視察をし、現代の農業のあり方を見ました。

平成7年から17年、経営体育成基盤整備事業による圃場整備にあわせ、旧寄江原営農組合の全体73戸が構成委員となり、農用地の利用権設定による水稻、小麦、WCS用稲の栽培及び水稻期間作業受託を主な事業として。集落営農型法人となったものです。

この組織の特徴は、農地の集積、規模拡大をし、県、大学、農協、農機具会社など、多くの機関が参加して、圃場管理システム、自動操舵トラクター、直進キープ田植え機、防除、追肥作業にドローン、食味収量コンバインなど、最先端のAI機器を使って作業のスマート化を図り、省力化された労力を小区画の不整備で傾斜地にあてて圃場を守っていこうというものです。

若い人たちのグループかと思いましたが、60歳を過ぎた人たちが多くの構成員であり、73戸の全員が構成員となっております。団地は整備された平たんな土地であり、全部を1法人が管理しているので、水管理を初めとする圃場管理がしやすく、大型機械の導入もできやすいと感じました。

久万高原の現状の中でも、ドローンの使用は有効ではないかと思いました。

次に、岡山県美作市の鳥獣害に対する取り組みは、ニホンジカ・イノシシ農林業被害の拡大を防ぐために、侵入防止策を設置、860キロメートル、8,000万円、捕獲奨励金1億2,000万円など、取り組んでおりました。

捕獲された鳥獣は、ハンターが自己処理をしていましたが、ハンターの高齢化に加え、捕獲数が増加することにより、処理の整備を求める声があり、新た

な地域資源の確保と、雇用の創出にもつながるとして、平成24年、鳥獣害防止総合対策交付金を使って、ニホンジカ600頭、イノシシ400頭の年間処理を目指し、美作市牛肉処理施設、1次処理室、2次処理施設、熟成室、冷凍保管室などを管理しています。そして、「地美恵の郷みまさか」をつくりました。

また、新鮮なジビエ捕獲をするために、捕獲センサー、オリワナシステム親機1台、中継機、子機5台を導入しているなど、事業費は4億7,000万円となっています。

今後は、ジビエ利用モデル地区として、ジビエカー導入により、奈義町、真庭市の個体を受け入れて、ペットフードとしての処理を目指していました。

オリワナシステムは、久万高原町でも地域IoT実証推進事業整備を利用できるのではないかと考えます。販路については、施設の指定管理者が独自ルートを持っていることでクリアができているとのことですが、ジビエの販路の確保が、ジビエ事業の大きな課題であると感じました。

この研修を通じて、どこの地域も少子高齢化の流れの中で、同じ課題に直面していることを痛感いたしました。

先進地の事例を見ると、国の補助金を受ける、町の大きな助成、個人のやる気と出資など、それぞれの立場での本気度が問われていると感じました。

久万高原町においても、農業の研修制度は充実しておりますが、就農する段階で農地や住宅の確保、継続した指導については、検討が必要ではないでしょうか。

農業の未来を拓く特別委員会として、町の実態を調べ、課題を把握し、持続可能な農業のあり方、農業の方向性をスピード感を持って、具体的に検討を深めていきたいと考えます。

そして、この視察に、農業戦略課の職員の方に同行を求めていたら、行政と議会が連携して方向性が出しやすいのではないかと感じました。

以上で報告を終わります。

議長

以上で、田村委員長の視察研修報告を終わります。

議長 追加日程第6、「総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

総務文教厚生・産業建設常任委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の所管事務等の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定をしました。

議長 追加日程第7、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、別紙議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

議長 お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後 3 時 4 5 分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 閉会に当たりまして、お礼を申し上げたいと思います。
9月議会、大変お世話になりました。
提案をいたしました議案につきましては、それぞれお認めをいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。

本会議、そしてまた委員会でさまざまな御意見、頂戴をいたしました。農林業のこれからのさらなる活性化について、また光通信整備、今行っておりますけれども、今後の利用について、また農業の水路、それから生活の水道等の維持管理、さらには子供たちの健全育成、これらについて、さまざまな、広い視野で、それぞれの皆様方から貴重な、建設的な御意見を頂戴しまして、心から感謝申し上げたいと思っております。

それぞれにつきまして、今後しっかりと町政の運営に反映をしてみたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

遅れておりました稲刈りも、どうやら一段落したようでございます。これから運動会、あるいは林業まつり、産業まつり、またふるさとまつり、それぞれ地域の事業も続いてまいると思っておりますけれども、地域の代表者でございます議員の皆様方のますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会のお礼にかえさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
まず、大変お疲れでございました。
9月定例議会が活発に議論が展開され、意義ある議会となりましたことに、感謝を申し上げます。

I C T、森林環境譲与税導入、その反面、人口減少、高齢化など、現在の久万高原町は大きな転換期を迎えていると思います。

明確な町の方向性、特に基幹産業の農林業の改革、福祉の充実、経済の好循環の実施計画など、山積しておりますが、今後も皆様の真摯で活発な議論が展開されることを切に御期待申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本当に御苦労さまでした。

議 長 以上で、令和元年第 5 回久万高原町議会定例会を閉会します。

事 務 局 (終 礼)